消費税法改正にともなう上下水道料金等の改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が10%に引上げされることになりました。 これに伴い、上下水道使用料金及び水道加入金が下記のとおり変わります。

<u>※なお、令和元年9月から継続して水道を使用している方については、令和元年11月定例検針分までは</u> 旧税率(8%)で算定いたします。

■新水道料金表(一般用 2か月につき)

		水 量				水道料金(税込)		
基本料金		20㎡まで				3,080円		
従量料金 (1㎡につき)		21㎡から40㎡まで				187円		
		41㎡から80㎡まで				220円		
		80㎡を超えるもの				242円		
水道メーター	口径	13ミリ	20શ	25 ミ リ	30શ	40શ	50ミリ	75 ミ リ
使用料	料金	154円	286円	308円	440円	506円	2,200円	3,080円

■新水道加入金表 (※新水道加入金は、令和元年10月申請分から適用されます)

口 径	金額(稅込)	口 径	金額(稅込)	
13mm	99,000円	40mm	616,000円	
20mm	154,000円	50mm	946,000円	
25mm	220,000円	75mm	2,112,000円	
30mm	341,000円			

■新下水道料金表(2か月につき)

	排除下水量	下水道料金(税込)	排除汚水量	浄化槽料金(税込)
基本料金		1,980円	20㎡まで	2,860円
従量料金 (1㎡につき)	20㎡まで	44円	21㎡から 40㎡	176円
	21㎡から40㎡	165円	41㎡から 60㎡	198円
	41㎡から80㎡	187円	61㎡から100㎡	209円
	81㎡以上	209円	101㎡から200㎡	220円
	01Ⅲ以上	209	201㎡以上	231円

<汚水量の算定>

- ・市営水道をご使用の場合は、水道使用水量が汚水量となります。
- ・井戸水をご使用の場合は、世帯人数1人につき14㎡/2か月になります。
- ・上記両方を併用してご使用の場合は、水道使用水量と世帯人数1人につき14 ㎡/2か月のいずれか多いほうが汚水量となります。

~~ 検針にご協力をお願いします ~~

犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。 メーターボックスの上に車や物を置かないようにしてください。

【お問合せ先】

小美玉市上下水道料金お客様サービスセンター

☎0299-36-8811 (受付時間 8:30~17:15)

※土・日・祝日は電話受付のみとなります